

自転車はルールを守って安全に乗りましょう!

令和6年11月1日 道路交通法改正 自転車の違反罰則強化!



酒気帯び運転 および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**



運転中の ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、**6月以下の懲役**又は**10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合は、**1年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**

<危険行為>

① 信号無視

赤信号を無視してはいけません。

② 通行禁止違反

「歩行者用道路」など自転車の通行が禁止されている区間を通行してはいけません。

③ 歩行者用道路における車両の義務違反

車両通行可とされている歩道を通行する際は、歩行者に注意し車道寄りを徐行しなければいけません。歩行者が優先です。

④ 通行区分違反

自転車は左側通行です。歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側を通行しなければいけません。

⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

路側帯は歩行者の妨げにならない速度で通行しなければいけません。

⑥ 遮断踏切立入り

踏切の遮断機が閉じたり、警報機が鳴ったりしている間は入ってはいけません。

⑦ 交差点安全進行義務違反等

交差点への進入時は、優先道路を走行する車両や、幅が明らかに広い道路を進行する車両の進行を妨害してはいけません。交差点進入時や交差点通行時は、横断する歩行者に注意を払い、安全な速度で進行しなければいけません。

⑧ 交差点優先車妨害

交差点を右折する時に、直進車や左折車の進行を妨害してはいけません。

⑨ 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点に進入する際は徐行して、通行する車両の進行を妨害してはいけません。

⑩ 指定場所一時不停止等

止まれ標識や一時停止の指定がある場所は、一旦停止をしなければいけません。左右の安全確認もして下さい。

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

道路標識で自転車通行可とされている歩道を通行する際は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければいけません。

⑫ 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転

ブレーキが正常に作動しない自転車、前輪及び後輪にブレーキを備えていない自転車を運転してはいけません。

⑬ 酒酔い運転、酒気帯び運転

酒気帯び運転については上記参照

⑭ 安全運転義務違反

傘差し・イヤホン等のながら運転は危険です! ハンドルやブレーキを確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

⑮ ながらスマホ

上記参照

⑯ 妨害運転

他の通行を妨げる目的で以下の行為をしてはいけません。

- 逆走(右側通行)して進路を妨害
- 幅寄せ
- 車間距離の不保持
- ベルを執拗に鳴らす
- 不必要な急ブレーキ
- 追い越し違反
- など

※出典：道路交通法施行令 第41条の3第2項より趣旨抜粋

危険行為で3年以内に2回以上検挙された場合、都道府県公安委員会は自転車運転者講習を受講するべきことを命ずることができ、従わない場合は5万円以下の罰金が科せられます。講習は受講手数料が必要です。

2023年4月1日に道路交通法が改正され「全ての自転車利用者のヘルメット着用努力義務化」が加えられました。



BIKE + Ecology = Bikecology

バイコロジー運動をすすめる会

一般財団法人 日本自転車普及協会

2024.11